

議案第 4 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年富津市条例第30号）第3条の規定により次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 市内小中学校10校に設置する L E D 照明器具 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 79,444,200円（月額662,035円×120箇月） |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役 橘 正喜 |

令和6年6月4日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

市内小中学校に設置する L E D 照明器具を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。